計画的に運転上の制限を満足しない場合への移行を伴う作業等連絡票

1. 件名

高浜4号機 原子炉格納容器全体漏えい率検査に係る蓄圧タンク大気開放について

2. 作業内容

(1) 対象設備

高浜4号機 A, B, C蓄圧タンク

(2) 作業概要

蓄圧タンクの大気圧までの減圧操作

(3)作業理由

高浜4号機原子炉格納容器全体漏えい率検査実施時に、原子炉格納容器内で蓄圧タンクの容器内圧力が加圧源とならないよう蓄圧タンクを大気圧まで減圧する。

(4)作業分類

保安規定第89条(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)で定める設備について保全計画に基づき定期的に行う点検・保修

(5) 作業予定日 (運転上の制限外への移行期間)

2020年1月15日(水) 17時00分 ~ 2020年1月22日(火) 4時30分**

※:本作業期間はモード5とする。

3. 保安規定との関連性

①保安規定 第51条(蓄圧タンク)

運転上の制限が適用されるモードは、「モード1、2および3 (1次冷却材圧力が 6.89MPa[gage]を超える場合)」であることから、本作業期間(モード5)においては運転上の制限は適用されない。

②保安規定 第85条(重大事故等対処設備 85-4-2 炉心注水-蓄圧タンクー) 原子炉格納容器全体漏えい率検査を実施するモード5において、蓄圧タンクの圧力に係る運転上の制限を満足するためには、所要数2基を4.04MP[gage]以上とする必要がある。今回は、蓄圧タンク全基を大気圧まで減圧するため、運転上の制限を満足していないこととなるが、第89条の規定に基づき、運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。

③保安規定 第89条(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)

今回の作業は保全計画に基づき定期的に行う点検・保修を実施する場合に該当することから、第89条の規定に基づく必要な措置として、蓄圧タンクを運転上の制限外に移行させる前(減圧操作前)に以下の項目を実施する。

なお、確認を終了した時点から24時間以内に運転上の制限外に移行するものとする。

- ・余熱除去ポンプが動作可能であることを確認する。
- ・B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による代替炉心注水系が動作可能であることを至近の記録等により確認する。